

中間市こども計画策定の趣旨

1. こどもに関する福祉行政の動向

(1) これまでの国の取組み

近年の我が国のこども及び子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 17 年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成 27 年施行）をはじめとした各種法制度に基づき、各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援する、こども・子育て支援の取組みに加え、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策など、こどもを取り巻くさまざまな環境や課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ、各種計画の策定や取組みが進められています。

こども支援を取り巻く主な法令等

- 少子化社会対策基本法（H15.9.1 施行、少子化に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。雇用環境の整備、保育サービス等の充実、母子保健体制の充実、生活環境の整備、経済的負担の軽減などを基本施策とする）
→ 同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- 次世代育成支援対策推進法（H17.4.1 施行、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組を定めた法律）
→ 当初 10 年間の時限法として成立し、令和 6 年度までが有効期限だったが、令和 6 年 5 月の改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長
- 子ども・若者育成支援推進法（H22.4.1 施行、引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える若者の社会参加を支援する施策について定めた法律。内閣府に育成支援推進本部を設置し、支援をネットワーク化するなど国・地方公共団体・児童相談所や NPO による協力体制の整備などを施策とする）
→ 同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」（H22.10）策定
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（H22.4.1 施行）
同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（H26.8）策定。令和 5 年 12 月 22 日付けのこども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられことがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（R6.6.26 公布、公布日から 3 月以内に政令で定める日に施行）に改正。解消すべき「こどもの貧困」を具体的に明記。
- 子ども・子育て支援法（H27.4.1 施行、核家族や共働き、一人親の増加等の環境変化に対応した支援を行うことにより、より良い保育を提供するための法律）
→ 地域の自治体が保育計画の実施主体であることを明記。

(2) こどもを取り巻く現状

我が国ではこどもに関する施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少等による貧困世帯での学習機会の減少、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性の年齢別労働力人口の割合をグラフで示したときの M 字カーブの問題等、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みがスタート

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うことが期待されています。

同じく令和 5 (2023) 年 4 月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱（こども大綱）

【こども基本法第 9 条に規定】

- こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が「こども大綱」に一元化

こども計画の策定

【こども基本法第 10 条に規定】

- 国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務となった
- こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

子どもの貧困対策計画

子ども・若者計画

こども等の意見の反映

【こども基本法第 11 条に規定】

- こどもや子育て当事者等の意見を反映すること等が求められている

また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和 6（2024）年 4 月 1 日施行）されるなど法整備が進められています。令和 5（2023）年 6 月 13 日には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業・給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています。

2. 「中間市こども計画」について

（1）策定の背景と概要

令和 2 年 3 月に策定した「第二期中間市子ども・子育て支援事業計画」（中間市次世代育成支援行動計画を包含している）が令和 6 年度末をもって終了することから、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画期間とする中間市こども計画（以下「こども計画」という。）を策定します。

こども計画は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこども基本法に基づくこども大綱やこども基本法、福岡県のこども計画（策定されている場合）との整合性に留意し、次の計画を包含し、一体的なものとして策定することとします。

母子保健を含む成育医療等基本方針に基づく計画については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）に基づき、市町村において計画を策定するものとされていることから、同様に一体のものとして策定することとします。

また、学童保育を含めて、こどもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりについても、計画的に進めることが求められていることから、本市の基本方針を策定するものです。

こども計画に包含する計画

- 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
(未策定)
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」(未策定)
- 成育基本法に基づく「母子保健を含む成育医療等基本方針に基づく計画」
(未策定)

【国】こども大綱

少子化社会対策大綱

子供の貧困対策に関する大綱

子供・若者育成支援推進大綱

市町村こども計画（「こども基本法」より抜粋）

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・ 子供・若者育成支援推進法第9条に規定する、市町村子供・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する、市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例

次世代育成支援対策推進法第9条に基づく市町村行動計画

子供・子育て支援法第61条に基づく子供・子育て支援事業計画

成育基本法第17条に基づく「母子保健を含む成育医療等基本方針に基づく計画」



中間市こども計画【新計画】

子供・子育て支援事業計画

子供・若者計画

次世代育成支援行動計画

子供の貧困対策計画

母子保健を含む成育医療等基本方針に基づく計画

こどもの居場所づくり推進

（２）計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間となります。なお、社会経済情勢や市の状況の変化、子供・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の対象

本計画においては、下記の年齢等を対象としています。

- 「子ども・子育て支援」については、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体としています。
- 「若者支援」については、おおむね15歳から40歳未満の者としています。
- 「次世代育成支援」については、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭としています。
- 「こどもの貧困対策」については、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階としています。
- 「母子保健を含む成育医療」については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦としています。

こども基本法では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

(4) 計画の策定体制

① アンケート調査の実施

別資料参照

② 会議における協議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市における子ども・子育て・若者支援施策を子どもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等並びに子育て及び若者の当事者で構成する「中間市子ども・子育て会議」にて審議を行います。

③ パブリックコメントの実施

素案作成段階において、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施します。